

農地法第4条及び第5条の規定による許可申請書の添付書類一覧(4ha以下) 建築物がある場合

項目	4条	5条	備考	
	1部			
申請書	様式3-1 様式3-3	様式3-2 様式3-3	・抽象的ではなく具体的な必要性、緊急性について詳細に記載 ・貸付の場合、申請者と貸付先の関係を記載(関係がわかる契約書等添付) ・被害防除計画を必ず記載	
委任状	正	正	行政書士等の代理人が申請等を行う場合 ※委任者氏名は必ず自署	
確認書	正	正	行政書士等の代理人が申請等を行う場合 ※委任者氏名は必ず自署	
住民票(本籍及び続柄が記載のもの)	正	正	4条は、本人の住民票 5条は、譲受人・譲渡人の住民票	土地の登記事項証明書と、譲渡人住所が違い住民票で確認できない場合は戸籍の附票等を添付
法人の登記事項証明書	正	正	法人の場合	
定款、寄附行為又は規約	写し	写し	法人の場合(原本証明をすること)	・財産の取得については、議事録添付 ・宗教法人は、本部の同意書添付(定款にある場合)
土地の登記事項証明書	正	正	全部事項証明書に限る	根抵当権等が設定されている場合:譲受人の確認書を添付
戸籍又は除籍の謄本及び相続放棄申述受理証明書等	正	正	相続登記が未済の場合 戸籍謄本、相続関係図、遺産分割協議書(写)、相続放棄を示す書面(写)、印鑑証明書	
位置図1/10,000程度	正	正	市役所、駅、その他最寄りの公共施設から申請地までの直線距離を表示	
案内図(付近状況図)	正	正	・最新のもの ・申請地に必ず目印を建てて、隣接所有者へ説明	
公図写	正	正	・公図写等の申請地の地番等を表示する図面 ・申請地に隣接する土地の地番・地目を記入 ・申請地(黄色)・道(赤)・水(青)	
配置図及び排水計画	正	正	・平面図(延床面積、建築面積が確認できるもの)、集合住宅については立面図追加 ・隣地の境界から建物までの距離を2カ所記入 ・セットバックが必要な場合 必ず後退線を記入 ・水路を横断する場合 土木管理課の占用申請写し ・排水 側溝へ流入(土木管理課の占用申請写し)、組合水路へ流入(組合の同意書写し) ・被害防除計画図面等	
平面図・縦横断面図	正	正	土砂採取等の場合(縦断面図・・・南北、横断面図・・・東西)	
施設の建築費、土地購入費等の経費の明細書	写し	写し	建築見積書等	
施設の建築費、土地購入費等の経費の裏付け書類	正	正	残高証明書・融資証明書等(金融機関が証明したもの)、預貯金通帳の写し(申請者本人のものに限る。要通帳持参、3か月以内記帳。)	
農地復元計画書	正	正	一時転用の場合	
解約通知書	正	正	農地法第18条第6項の規定による通知書(賃借権が設定されている場合) 合意解約通知書(使用貸借による権利が設定されている場合)	
土地所有者以外の権利者等の同意書	正	正	たとえば地役権者の同意書、差押えの場合は抹消か同意書 所有権以外の権原に基づいて申請する場合は所有者の同意書	
農用地区域及び土地改良区域 確認書	正	正	・申請地を農振農用地区域から除外した場合、転用目的と除外理由は一致していること ・確認書は、市役所第二庁舎農政課で発行	
土地改良区の意見書	正	正	申請前に必ず確認 群馬用水・富士見北橋・横野・赤城西麓土地改良区の意見書を添付	
宅地建物取引業者免許証	写し	写し	転用事業を実施するために、免許を受ける必要がある場合	
渋川市宅地開発事前協議申請書(受付印のあるもの)	写し	写し	申請地の面積が1,000㎡以上の場合	
開発行為等許可申請書(受付印のあるもの)	写し	写し	申請地の面積が3,000㎡以上の場合	
関連許認可・届(受付印のあるもの)	写し	写し	占用許可・協議書、開発許可・協議書または確約書(正)・誓約書(正)	
競売期日の調書・遺言書など	—	写し	単独申請行為の場合	
競売の決定通知書(落札したとき)	—	正		
その他	正	正	必要と認めて提出を求めた場合	

* 各機関発行の証明書等はおおむね6か月以内のもの。

* 受付期間は、毎月11日～15日です。ただし、15日が休祝祭日の場合は翌日の平日になります。